

山口県報

平成24年
6月22日
(金曜日)

目次

告示

保安林指定の解除(周防大島町)(森林整備課).....一

保安林指定実施要件の変更(森林整備課).....一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路整備課).....三

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....三

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....四

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....四

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四

公安委公告

一般競争入札の実施.....五

漁業法第六十七条第一項の規定による指示(二件).....六

山口県告示第二百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十四年六月二十二日

一 解除に係る保安林の所在場所

山口県知事 二井 関成



- 大島郡周防大島町大字和田字明神上三五九の四
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第二百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定実施要件を次のように変更する。

平成二十四年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
宇部市大字東吉部字木野四二三の一、四二三の二、四二三の九、四二三の一〇、四二三の一六、四四〇の六
- 美祿市秋芳町青景字大谷東平三二五の一から三二五の三まで、三二六、字金山三二七の二から三二七の四まで、三二七の六三から三二七の七〇まで、大嶺町興分字宮川九三二から九三三まで、九三六、一九八二、一九八三、伊佐町伊佐字城山一五二六の四三、一五二六の四四、一五二六の四六、一五二六の八〇、一五二六の九二、字奥ヶ羽山一五二六の九三、一五二六の九四、一五二六の九七、字四ノ内川一八八八、一八八九、美東町赤字奥勝負一五五六、字北ヶ浴一五五八、一五五九、三九二八、三九三〇、字尾崎一五六〇から一五六二まで、一五六八、字弥平田一五七一
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字榑東字如意ヶ岳四六八の一、四六八の一七、字大櫃四七四九、四七五〇、大字吉部上字伏馬九〇三の一(次の図に示す部分に限る。)、大字明木字上菅蓋一七〇、一七二の一、字菅蓋一七二〇の一、字かやヶ浴一七二二から一七二七まで、大字高佐下字伏馬二六九八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字吉部上字伏馬九〇三の一・大字明木字上菅蓋一七二〇・一七二一の一・字かやヶ浴一七二二から一七二七まで・大字高佐下字伏馬二六九八の一(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字榑東字如意ヶ岳四六八の一、四六八の一、四六八の一七、字大櫃四七四九、四七五〇

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定に関する告示(平成十年山口県告示第三百四十二号)、保安林の指定に関する告示(平成十四年山口県告示第五十三号)及び保安林の指定に関する告示(平成十四年山口県告示第六十号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市産業経済部農林整備課、萩市農林水産部林政課、岩国市産業振興部農林振興課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定に関する告示(平成十四年山口県告示第四百四十四号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに長門市経済観光部農林課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百六十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三七号橋りょう補修工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十四年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 一般国道四三七号橋りょう補修工事(第一工区)
- (一) 工事場所 大島郡周防大島町大字小松字瀬戸から柳井市神代字瀬戸山までの間
- (二) 工事の概要

工 種	数 量
多柱式鋼管杭補修工	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十四年六月二十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十四年六月二十五日から同年七月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十四年七月三十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇―二一〇三九六)にすること。



(二七四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十四年七月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
平成二十四年五月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人あい・ねっとと佐山
代表者の氏名 中村 浩美
主たる事務所の所在地 山口市佐山二七三五番地

(二七五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年一月三十一日山口県公告(三三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年六月二十二日から同年七月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ柳井新庄店
所在地 柳井市新庄四四の五

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二七六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年一月三十一日山口県公告(三五五)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年六月二十二日から同年七月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ柳井新庄店
所在地 柳井市新庄四四の五

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二七七) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十四年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

種畜証明書 番号 平一三三山口県 第一六号	名 前 関茂勝 (全和黒原五四八〇)	品 種 黒毛和種	生年月日 平成二二、 一、二、七	産 地 山 口 県	検 査 成績 一 級	飼養者の住所及 氏名又は名称 美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター
--------------------------------	-----------------------------	-------------	------------------------	--------------	------------------	--

(二七八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡平生町大字堅ヶ浜字三軒屋

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岡山県倉敷市平田九三〇番地の三
株式会社サンエイシステム



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

交通管制センター中央処理装置 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十五年三月一日から平成三十年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部交通部交通規制課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十四号)に基づく資

格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十四年六月二十二日から同年八月一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

(三) 受領期限

平成二十四年七月三十一日午後三時(入札書を持参する場合は、平成二十四年八月一日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

平成二十四年八月一日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三〇一〇)に問い合わせる。』
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: A Set of Central Computer System of Traffic Control Center
 - (3) Use term: From March 1, 2013 to February 28, 2018
 - (4) Use place: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
 - (6) Time-limit for tender: 3:00 P.M., July 31, 2012 (In case of bringing a tender: 1:30 P.M., August 1, 2012)



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十四年六月二十二日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 田中 傳

一 指示の内容

- (一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、^{いかり}錨等で船舶の位置を固定し、おみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐろまきえつり等」という。)は、禁止する。
- A 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)
- B 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度〇分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)
- C 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度〇分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五四分〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)
- D 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五四分〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)
- (二) にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行つまぐるまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会(以下「委員会」といふ。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」といふ。)を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海	域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域		
a	北緯三五度〇二分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点)	
b	北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇九分四一秒の点)	

系による位置にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三二度〇九分五〇秒の点)	平成二十四年七月一日から同年九月十五日まで
c 北緯三四度五九分一一秒東経一三二度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三二度〇八分〇〇秒の点)	日まで
d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三二度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三二度〇六分一〇秒の点)	
次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域	
e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三二度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三二度〇七分〇〇秒の点)	平成二十四年九月十六日から平成二十五年一月三十一日まで
f 北緯三四度五八分三一秒東経一三二度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三二度〇八分五〇秒の点)	
g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三二度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三二度〇七分〇〇秒の点)	
h 北緯三四度五八分三一秒東経一三二度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三二度〇五分一〇秒の点)	

- (三) (一)の承認(以下「委員会承認」という。)(二)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。
- 1 漁業のために行う場合にあつては、まぐるまきえつり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)(を所有し、又は使用する漁業者
 - 2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
 - 3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者
- (四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等に関し、沿岸漁場整備開港法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐるまきえつり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。
- (五) 委員会承認を受けた者は、まぐるまきえつり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認

- 認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。
- (七) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。
- 二 指示の有効期間
- 平成二十四年七月一日から平成二十五年六月三十日まで

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、くるまえび及びがざみの採捕の禁止を次のとおり指示する。

平成二十四年六月二十二日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会長 大西 一 治

一 禁止する区域

- (一) 次のA、イ、Dの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字東岐波丸尾三神社御旅所基石

B " " 黒崎東端

C " " 植松川河口右岸防波堤突端

D " " 月崎南東端

点イ AとCとを結んだ線とBとDとを結んだ線との交点

- (二) 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字西岐波床波漁港東防波堤基部から突端に向かって六〇メートルの点に設置した標識

B " " 吉田崎南端

- (三) 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市亀浦四丁目亀浦東防波堤突端

(四) 次のA、イ、ロ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置
B " 大字西岐波黒崎東端

基点A 宇部市大字妻崎開作竹の子島防波堤基部から突端に向かって一七五メートルの点に設置した標識

B " 大字藤曲宇部アンモニア工業有限会社護岸南西端から護岸沿いに下流へ四五〇メートルの点に設置した標識

C " 大字妻崎開作小野田線厚東川橋りょう右岸下流側基部

D " 大字藤曲小野田線厚東川橋りょう左岸下流側基部

(五) 次のA、イ、Bの各点を順次結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置
点イ AとBとを結んだ線上Aから四〇〇メートルの点
ロ CとDとを結んだ線上Cから一五〇メートルの点

基点A 山陽小野田市大字郡宮崎南東端

B " 大字小野田末廣西護岸西端

C " 大字郡厚狭川橋右岸上流側基部

D " 大字西高泊厚狭川橋左岸上流側基部

(六) 次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置
点イ Bから二一〇度三〇〇メートルの点

基点A 山陽小野田市大字埴生埴生干拓護岸南東端から護岸沿いに西へ三五〇メートルの点に設置した標識

B " 大字津布田串埋立地南端

点イ Aから一九二度四〇〇メートルの点
ロ AとBとを結んだ線上Bから一、九〇〇メートルの点

二 指示の有効期間
平成二十四年七月一日から平成二十七年六月三十日まで